

景観形成基準

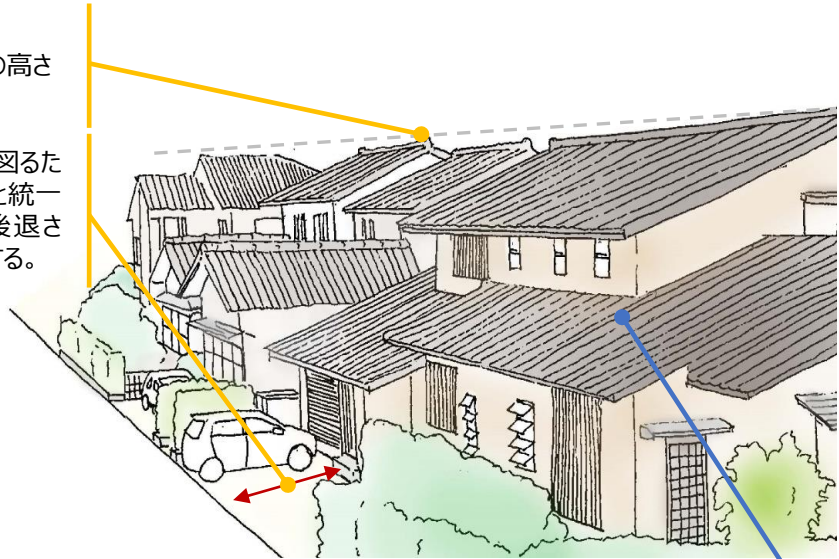
景観形成基準は、建築物等の規模やデザイン、色彩等についての配慮すべき事項として、適合審査の判断基準となるものです。

1.1 建築物に関する景観形成基準

(1) 建築物

【配置・規模】

- 周辺の景観と調和し、建築物の高さが突出しないように配慮する。
- 良好な住環境の維持・保全を図るため、建築物の壁面位置は周辺と統一し、道路境界からできる限り後退させ、ゆとりある景観形成に配慮する。



【形態・意匠】

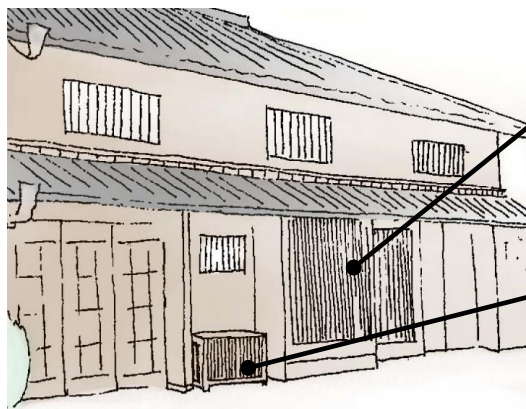
- 屋根の形状や外壁は、隣接する建築物との連続性や圧迫感の軽減に配慮するとともに、周辺の景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。
- 周辺の景観と調和し、まち並みの統一感や連続性に配慮する。
- 建築物の素材は、維持管理に優れ、光沢や反射するものを避け、まち並みとして景観になじむ落ち着いた感じられる素材を使用する。
- 建築物の外壁、屋根、建築設備及び付帯施設等は、建築物本体、周辺のまち並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩とする。
- マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。ただし、アクセントカラー（10分の1以下の範囲内）等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存のまち並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。

色相	彩度	明度
R (赤)、Y R (黄赤)、Y (黄)	6 以下	-
G Y (黄緑)、G (緑)、B G (青緑)、B (青)、P B (青紫)、P (紫)、R P (赤紫)	4 以下	-

【適用除外】

- 着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、上に掲げる色彩の範囲は適用しない。
- 他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。

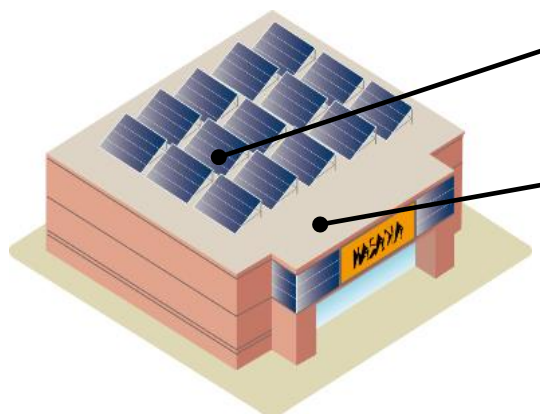
(2) 建築設備



- 屋外階段や建築物に付帯する設備類は、建築物本体と調和し、一体感のあるデザインに配慮する。

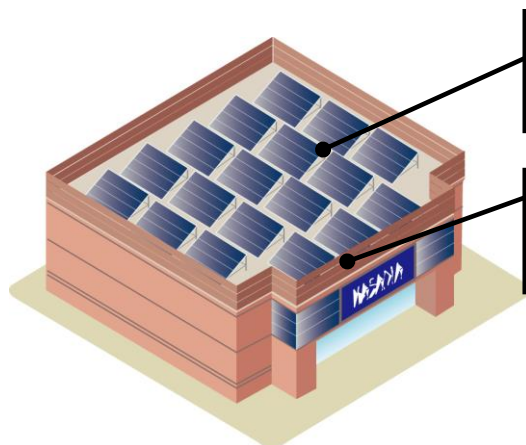
- 屋上施設や室外機等の建築設備は、外部から目立たないように配置するか、ルーバー等の目隠しを講ずる。

(3) 太陽光発電施設（建築物に設置する場合）



- 太陽光パネルは、できるだけ低反射のものを使用し、黒または濃紺色等の低明度で目立たないものとする。

- 勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的なデザインに配慮する。



- 陸屋根に別途設置する場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮する。

- 外壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないものとし、建築物と一体的なデザインに配慮する。

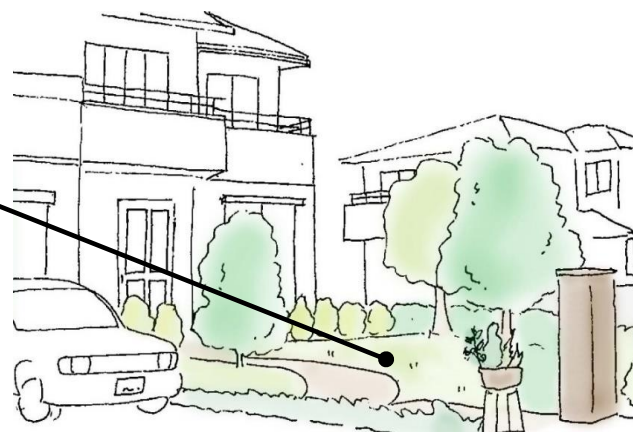
(4) 付帯施設等

- 駐車場やごみ置き場等の付帯施設は、緑化や遮へい等により、景観的な修景に配慮する。
- 立体駐車施設等は建築物と一体的な外観に配慮する。
- 屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。



(5) 敷地の緑化

- 住宅地においては、周辺景観と調和した敷地の緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮する。



- 商業施設等において、大規模な駐車場を設置する場合は、外周部及び駐車場内の緑化に努め、周囲の景観との調和に配慮する。



1.2 工作物に関する景観形成基準

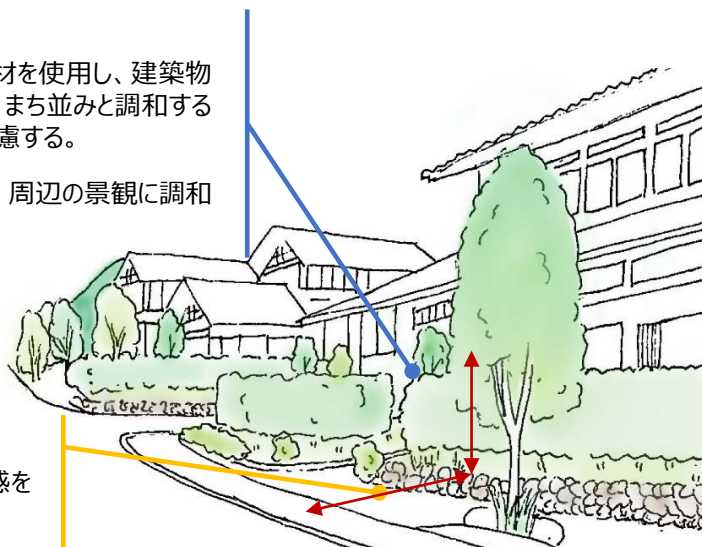
(1) 垣、柵、塀、擁壁等

【形態・意匠】

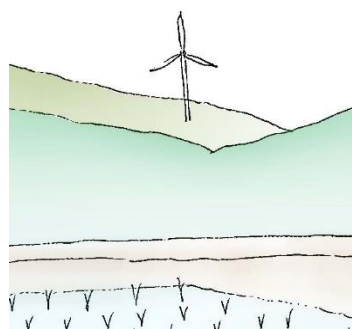
- 柵や塀、門柱・門扉等は、維持管理に優れた素材を使用し、建築物本体と調和するよう形態や意匠を工夫することで、まち並みと調和するよう配慮する。生け垣等は周辺植生との調和に配慮する。
- 擁壁は、圧迫感を与えないように分節するとともに、周辺の景観に調和するよう工夫する。

【配置・規模】

- 設置に際しては、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう、位置及び規模に配慮する。



(2) 上記の工作物以外（鉄塔、アンテナ、風力発電施設等）



【形態・意匠】

- 周辺の景観と調和する色彩に配慮する。

【配置・規模】

- 眺望景観を損なわないよう、眺望点からの見え方や配置を工夫する。
- 鉄塔、風力発電設備等を設置する場合は、山並みのスカイラインを阻害しないよう、見え方や配置を工夫する。

【形態・意匠（工作物共通）】

- 工作物の表面は、自然環境と調和した落ち着いた落ち着きのある低彩度の色彩を基調とし、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めるものとする。
- マンセル表色系における彩度は以下のとおりとする。ただし、アクセントカラー（10分の1以下の範囲内）等の使用については、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮し、かつ既存のまち並み、又は相対的な周辺景観、周囲の環境条件及び敷地の条件等を慎重に考慮した上で、良好な景観形成に支障がないと判断される場合はこの限りではない。

色相	彩度	明度
R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）	6以下	—
GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）	4以下	—

【適用除外】

- 着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、上に掲げる色彩の範囲は適用しない。
- 他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。

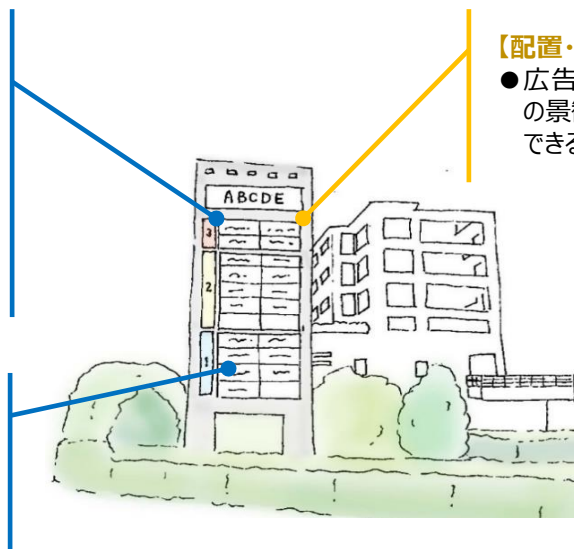
(3) 屋外広告物（建築物や工作物に付帯して設置する場合に配慮）

【形態・意匠】

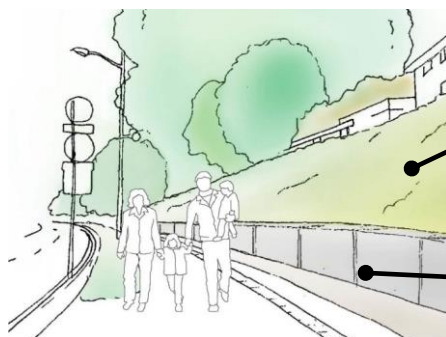
- 建築物の外壁等に設置する広告物は、建築物と一体的なデザインとなるよう、意匠・形態、素材、色彩等に配慮する。
- 看板の地色には、高彩度色や蛍光色をできるだけ使用しないよう配慮する。
- 広告塔等の独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和等、周辺の景観を損なわないよう配慮する。

【配置・規模】

- 広告物の規模は、まち並みの景観を損なわないよう、できるだけ小規模とする。



1.3 開発行為・土地の形質の変更に関する景観形成基準



- 法面を形成する場合は、緩やかな勾配とし、地被類等により緑化に努める。

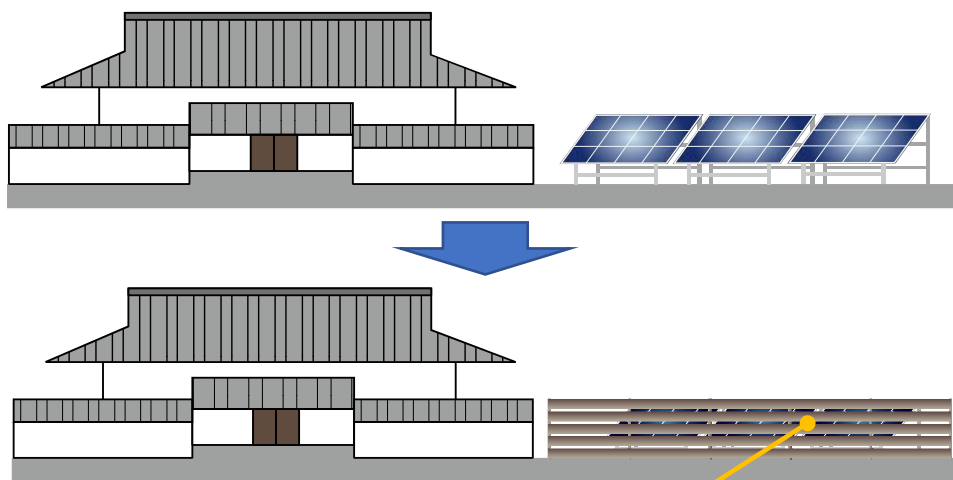
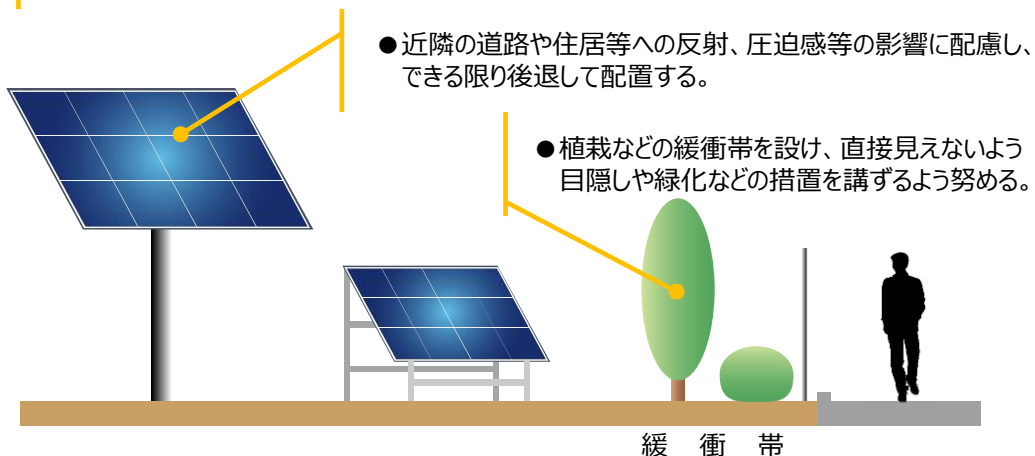
- 自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないように努める。

1.4 太陽光発電施設に関する景観形成基準

(1) 街並みへの配慮

【配置・規模】

- 「笠間市内における太陽光発電施設設置事業と住環境との調和に関する条例」に定める「抑制区域」への設置は避ける。



- 指定文化財等の地域資源への近接を避けるとともに、周辺景観との調和に配慮する。

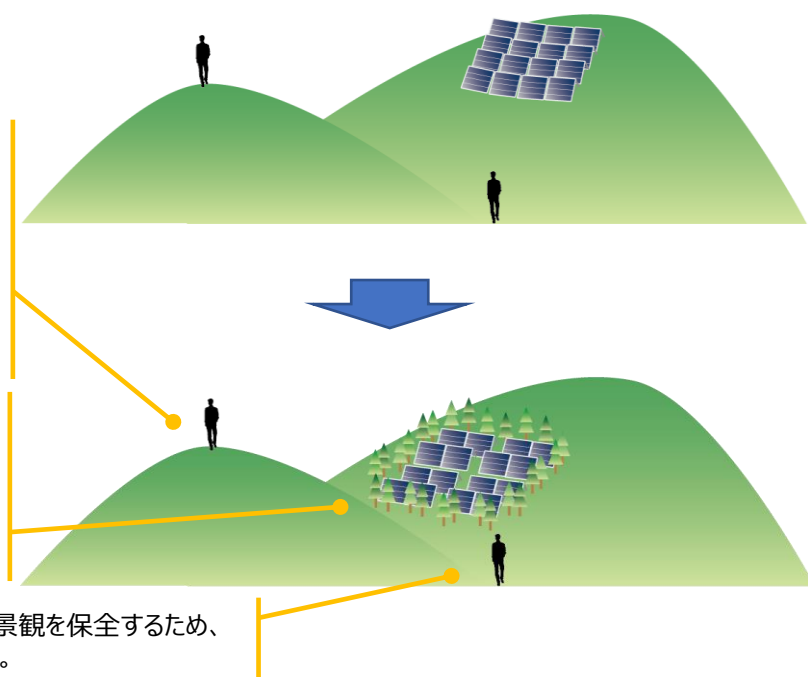
(2) 山並みへの配慮

【配置・規模】

●本市の豊かな山並みの眺望景観を保全するため、主要な眺望点※1から望見できる距離（近景～中景の範囲※2）への設置は、できる限り避ける。

●視認が避けられない場合は、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに、景観を阻害しないよう努める。

●平地からみた豊かな山並みの眺望景観を保全するため、山間部への設置はできる限り避ける。



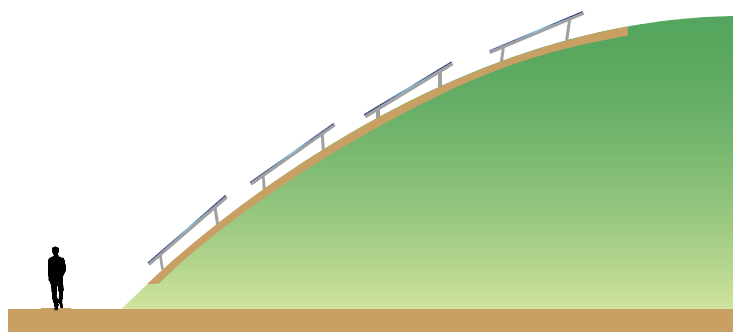
※1 主要な眺望点（公園や展望台等既存で眺望が確保されているもの）

1 佐白山（笠間つつじ公園・石倉） 2 飯田ダム 3 石切山脈 4 常陸国出雲大社 5 北山公園
6 愛宕山（愛宕神社・愛宕山公園） 7 工芸の丘 8 吾国山

※2 近景 0～400m程度。中景 400m～2.5 km程度

近景：視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観。

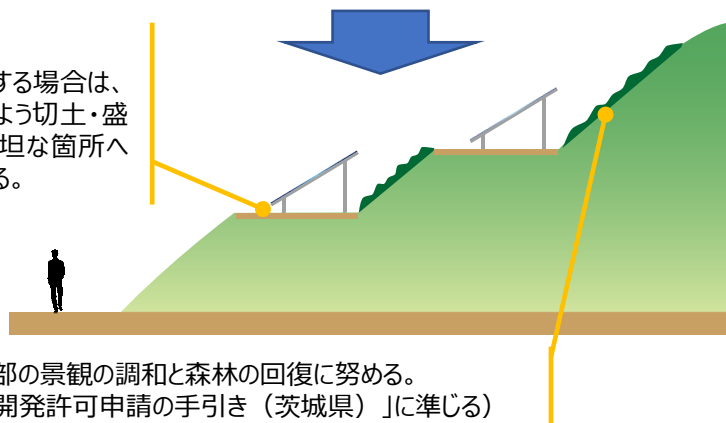
中景：視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形態や意匠、動きや構成要素の配置等を理解できる程度の景観



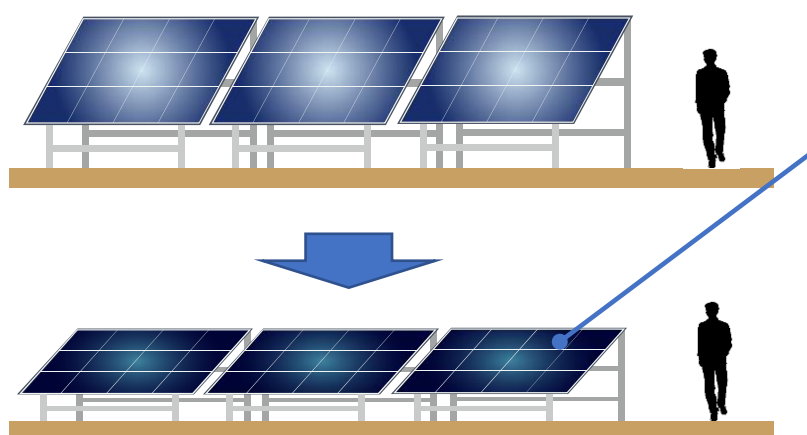
【配置・規模】

●山間部の斜面等に設置する場合は、パネルが容易に見えないよう切土・盛土による段差を設け、平坦な箇所へのパネルの設置に配慮する。

●法面の緑化を図り、山間部の景観の調和と森林の回復に努める。
（その他技術基準は「林地開発許可申請の手引き（茨城県）」に準じる）



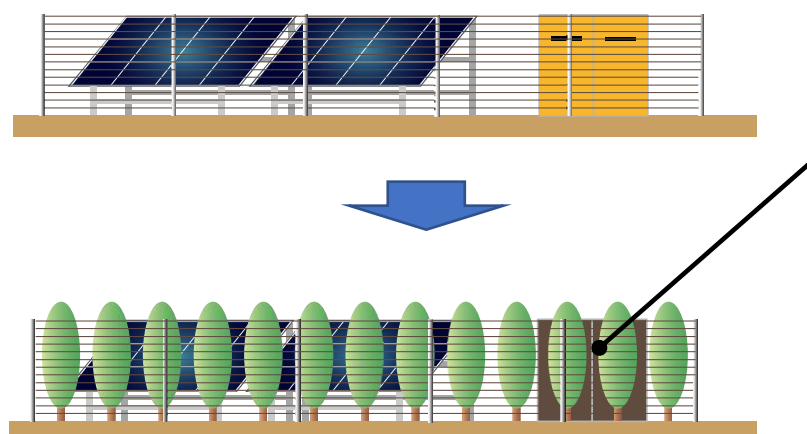
(3) 形態・意匠



【形態・意匠】

- 太陽光パネルは、できるだけ低反射のものを使用し、黒または濃紺色等の低明度で目立たないものとする。
- 地上からパネルの上端までの高さを抑え、歩行者等への圧迫感の軽減に努める。

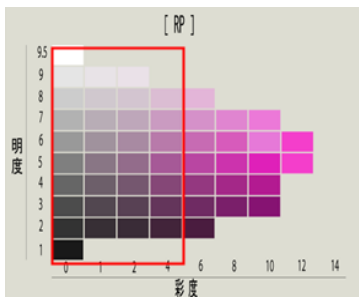
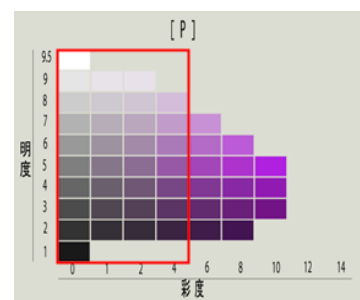
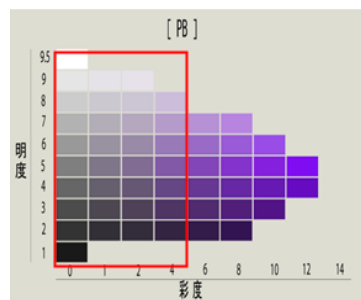
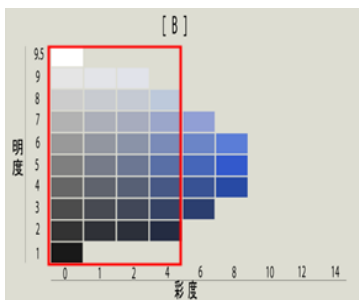
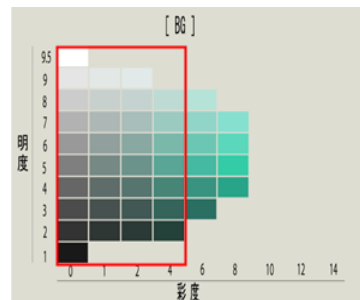
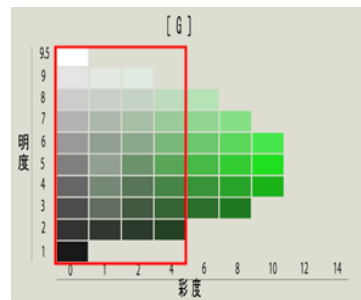
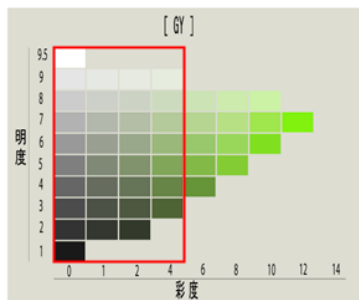
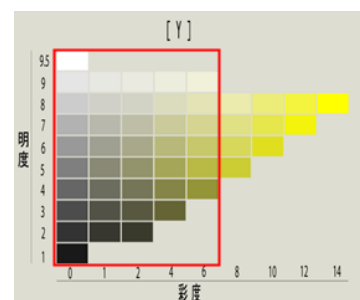
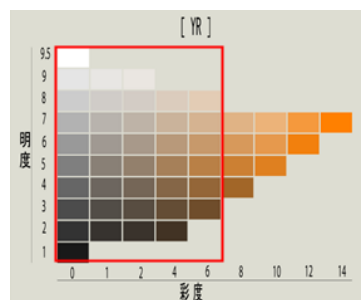
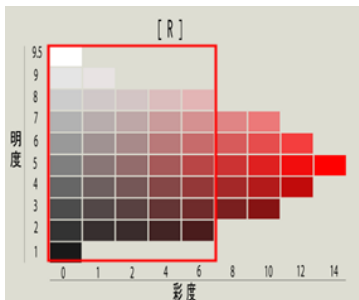
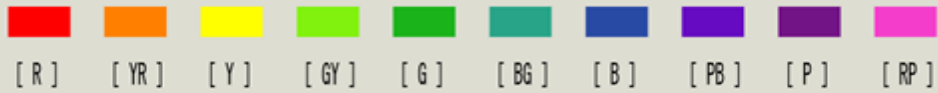
(4) 付属設備



- 太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）は明度・彩度が低いもので統一する等、周辺景観と調和した色彩とする。

【参考】マンセル表色系

- 色相(Hue)は、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(PR)の5色の中間色相を加えた10色の色相が基本になります。
- 明度(Value)は完全な黒を0、完全な白を100として、この間を等間隔に11段階に分けています。
- 彩度(Chroma)は無彩色を0として最大14程度までとなっています。
- 表示方法は有彩色の場合はH V / Cで表します。無彩色はNで表します。



 色彩基準範囲